

平成30年度

第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

平成31年1月24日

開会

平成31年1月24日

閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成30年度
第3回

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成31年1月24日(木) 午前10時開会

議事日程第1号

平成31年1月24日(木)
午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第4 議案第4号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

出席議員(14名)

| | | | | | |
|----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 阿多利 修 | 議員 | 8番 | 屋富祖 功 | 議員 |
| 2番 | 池原 秀明 | 議員 | 9番 | 伊佐 哲雄 | 議員 |
| 3番 | 栄野比 和光 | 議員 | 10番 | 岸本 一徳 | 議員 |
| 4番 | 喜友名 朝彦 | 議員 | 11番 | 濱元 朝清 | 議員 |
| 5番 | 小谷 良博 | 議員 | 12番 | 宮城 司 | 議員 |
| 6番 | 新里 治利 | 議員 | 13番 | 友利 勉 | 議員 |
| 7番 | 高江洲 義八 | 議員 | 14番 | 宮里 廣 | 議員 |

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------|--------|--------|--------|
| 管理者 | 桑江 朝千夫 | 次 長 | 新本 耕太郎 |
| 副管理者 | 松川 正則 | 総務課長 | 町田 洋人 |
| 副管理者 | 野国 昌春 | 業務第一課長 | 宮里 学 |
| 事務局長 | 宮城 秀好 | 業務第二課長 | 嘉陽田 朝之 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

課長補佐兼総務係長 辺土名 俊明 主 事 新垣 義介

平成30年度第3回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）議事日程

日 時 平成31年1月24日（木） 午前10時

場 所 倉浜衛生施設組合 管理棟 3階 大会議室

議 事 日 程 第 1 号

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

自 平成31年 1月24日

1日間

至 平成31年 1月24日

第3 議案第3号

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第4号

平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

●小谷良博 議長

おはようございます。只今から、平成30年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。

只今の出席議員は14名でございます。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは開会の挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

平成30年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今臨時会に上程いたしております、案件につきましては、

『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例』そして、

『平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)』の2件となっております。

案件の内容につきましては、後ほど事務局の方から、ご説明させて頂きたいと存じます。なにとぞ、慎重なるご審議を頂きまして、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆さん、宜しくお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上で、管理者のご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めて参ります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

2番議員池原秀明議員、14番議員宮里廣議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時02分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期については、平成31年1月18日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りをお願いいたしますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、平成31年1月18日開催の議会全員協議会において、池原秀明議員、栄野比和光議員、岸本一徳議員の3名より、資料要求がございました。本件に関し「議案説明資料（追加）」をお手元に配付してございますので、各自ご確認をお願いいたします。

日程第3、議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

宮城事務局長。

●宮城秀好 事務局長

おはようございます。宜しく願いいたします。

議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年1月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由、沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

条文につきましては、概要で説明させていただきます。まず、第1条関係につきましては、平成30年度における改定内容で上から4行目の第11条の4、第2項、第1号中100分の90を100分の95に改め、同項第2号中100分の42.5を100分の47.5に改めるとあるのは、平成30年度12月期の勤勉手当の支給割合に関わるもので再任用職員以外の職員、一般職員がそうでございます。

一般職員につきましては、0.05月分引き上げ0.95月に、再任用職員では0.05月分引き上げ0.475月に改めるものでございます。

次に同ページから7ページまでの別表第2につきましては、行政職給料表となっておりますが、主な改正内容につきましては、初任給及び若年層に重点をおいた引き上げとなっております。初任給では1,500円程度、若年層1級から4級のはじめまでは1,000円程度の引き上げ、それ以外の級では400円程度の引き上げとなっております。

また、再任用職員は400円程度の引き上げとなっております。

次に最初のページからページを振っておりませんので、7枚目をお開きお願いいたします。7枚目の中段でございます。第2条関係につきましては、平成31年度における改正内容で、第2条の上から3行目の同条第2項中6月に支給する場合においては、から7行目の100分の72.5に改めるとあるのは、期末手当の支給割合に関わるもので6月期と12月期の支給割合を一般職ではそれぞれ1.3月、再任用職員ではそれぞれ0.725月と均等に改めるものでございます。

また、8行目の同号中100分の95から10行目の100分の45に改めるまでとあるのは、勤勉手当の支給割合に関わるもので、6月期と12月期の支給割合を一般職ではそれぞれ0.925月、再任用ではそれぞれ0.45月と均等に改めるものでございます。

この改定により、年間の勤勉手当の支給割合は、平成30年度と変わりはなく、一般職の年間支給割合4.45月を均等にして6月期、12月期、それぞれ2.225月とし、再任用職員の年間支給割合2.35月を均等にして6月期、12月期、それぞれ1.175月とするものでございます。次に附則でございます。

附則第1項につきましては、この条例の施行期日は公布の日から、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日からの施行となります。

附則第2項につきましては、第1条による改正後の行政職給料表は、平成30年4月1日から、改正後の勤勉手当の支給割合に関わる改定は、平成30年12月1日からの適用となります。説明は以上でございます。

●小谷良博 議長

それでは、ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

伊佐哲雄議員。

●伊佐哲雄 議員

1点だけお願いします。只今、事務局長から改定の引き上げについて、初任給及び若年層に重点をおいたと言うふうなことで、ご説明がありましたけれども、原資の限りがある中で傾向として私個人的には良いのかと思っておりますが、そこに至った理由についてご説明をお願いいたします。

●小谷良博 議長

宮城事務局長。

●宮城秀好 事務局長

伊佐議員の質疑にお答えいたします。今回、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与改正を行うことにつきましては、国の人事院勧告、県の勧告を受けて実施するものでございます。国の勧告に基づきますと、民間企業の実態調査の結果から民間との均衡を保つために給与の改定が行われたということになっております。以上でございます。

●伊佐哲雄議員

分かりました。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次、討論に入ります。討論はありますか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

宮城事務局長。

●宮城秀好 事務局長

それでは議案第4号について、ご説明申し上げます。

平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成31年1月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,541万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月24日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入からご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項手数料の補正額28万1,000円の増、5款繰入金、1項基金繰入金の補正額1億825万7,000円の減、7款諸収入、3項雑入の補正額1億1,403万3,000円の増で、歳入合計は605万7,000円の増となっております。

次のページをお開きください。歳入歳出予算補正の歳出でございます。

1款1項議会費の補正額4,000円の増、2款総務費、1項総務管理費の補正額32万8,000円の増、2款2項監査委員費の補正額15万4,000円の減、3款衛生費、1項清掃費の補正額587万9,000円の増で、歳出合計は歳入と同額の605万7,000円の増となっております。

次に補正予算第2号に関する説明書により、主なものについてご説明いたします。

表紙めくって頂きまして、また1ページからとなっております。3ページをお開き頂きたいと思います。

2款1項1目1節ごみ処理手数料の補正額28万1,000円の増につきましては、不燃ごみのごみ処理見込量の増に伴うものでございます。

4 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の補正額1億825万7,000円の減につきましては、主に7 款諸収入の補正増額に伴うものでございます。

5 ページをお願いいたします。

7 款 3 項 1 目 1 節雑入の補正額9,891万7,000円の増につきましては、資源ごみにおける各種売却単価の増などに伴うものでございます。特に説明欄 5. 売電料につきましては、ごみ処理量の増加に伴う発電量の増加もございしますが、平均単価で約 3 円の増となり、8,461万1,000円の補正増額を計上しております。

次に 2 目 1 節ごみ処理施設受託事業収入の補正額1,511万6,000円の増につきましては、他施設からのごみの受入処理に伴う収入でございます。

説明欄 1. 東部清掃焼却残渣埋立処分受託料の補正額692万9,000円の増につきましては、旧東部清掃施設組合、現南部広域行政組合からの焼却残渣の受入量の増加によるものでございます。

説明欄 2. 中部北環境施設組合一般廃棄物処理受託料の補正額818万7,000円の増につきましては、同組合施設のトラブルによる可燃ごみの緊急受入処理によるものでございます。歳入は以上となります。

次に歳出をご説明いたします。6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費、報酬の補正額4,000円の増につきましては、昨年 9 月の議会議員の改選に関連し増額したものでございます。

7 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目一般管理費の補正額32万8,000円の増につきましては、2 節給料7万3,000 円の増及び 3 節職員手当等25万5,000円の増となっておりますが、主に給与改定などによるものでございます。

その下 8 ページの 2 款 2 項 1 目監査委員費の補正額15万4,000円の減でございますが、1 節報酬4万円の減につきましては、昨年 9 月の議会議員の改選に関連し議選監査委員の 2 ヶ月不在によるものでございます。

また 9 節旅費11万4,000円の減につきましては、議選監査委員不在による県外旅費の不用額でございます。

次に 9 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目塵芥処理場費、熱回収施設の補正額652万7,000円の増でございますが、3 節職員手当等34万7,000円の増につきましては、主に説明欄 1. 時間外勤務手当24万円の増などによるものでございます。

7 節賃金53万7,000円の減となっておりますが、これは臨時職員の不在期間分を減額したものでございます。

1 1 節需用費873万1,000円の増につきましては、説明欄 1. 燃料費878万3,000円の増によるものでございますが、これは灯油及び液化酸素の使用量の増によるものでございます。

1 2 節役務費34万9,000円の減につきましては、説明欄 2. アンシラリーサービス料29 万5,000円の減によるもので、電気料の契約容量の変更に伴う契約差額でございます。

1 3 節委託料155万7,000円の減につきましては、説明欄 1 . 熱回収施設等維持管理に係る技術指導業務委託、他 3 件の契約差額となっております。

次に同ページ 3 款 1 項 2 目塵芥処理場費リサイクルセンターの補正額121万7,000円の減でございますが、2 節給料48万円の減、3 節職員手当等300万3,000円の減、及び 4 節共済費45万円の減につきましては、給与改定及び人事異動、退職者と新採用職員との給与等の支給差額分によるものでございます。

1 1 節需用費13万8,000円の増につきましては、軽油の使用量の増及び単価の増によるものでございます。

1 3 節委託料270万5,000円の増につきましては、説明欄 1 . 草木類処理業務委託の増及び、他 2 件の契約差額によるものでございます。

草木類処理業務委託においては、度重なる台風襲来等の影響に伴う処理量の増加によるものでございます。

次に 1 0 ページをご覧ください。

3 款 1 項 3 目最終処分場費の補正額101万7,000円の増でございますが、1 節報酬88万7,000円の減につきましては、嘱託職員の報酬月額変更に伴う差額分によるものでございます。

2 節給料5万1,000円の増、3 節職員手当等110万8,000円の減及び 4 節共済費19万5,000円の減につきましては、給与改定及び人事異動、退職者と新採用職員との給与等の支給差額分によるものでございます。

次に 1 1 節需用費317万2,000円の増でございますが、説明欄 1 . 消耗品費140万1,000円の増につきましては、最終処分場浸出水の水質変化に伴う薬品使用料の増加によるものでございます。

また同欄 2 . 光熱水費177万1,000円の増につきましては、処理水の増加に伴う電気使用量及び単価の増によるものでございます。

その下 3 款 1 項 4 目し尿処理場費の補正額、44万8,000円の減でございますが、2 節給料1万円の増、及び 3 節職員手当等2万1,000円の減につきましては、給与改定などによるものでございます。

1 2 節役務費7万2,000円の減につきましては、説明欄 1 . 車両検査登録点検整備手数料の契約差額によるものでございます。

次に 1 3 節委託料35万7,000円の減につきましては、説明欄 1 . 脱水機設備点検整備業務委託、他 2 件の契約差額でございます。

説明は以上でございます。

●小谷良博 議長

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

岸本一徳議員。

●岸本一徳 議員

議長、確認ですが質疑は 2 回までですか。

●小谷良博 議長

はい、2回まででございます。

●岸本一徳 議員

9ページの歳出の3款衛生費、熱回収施設の歳出補正減のことについてお伺いしたいと思いますが、まず、右側区分の中の役務費の方ですけれども、アンシラリーサービスという語句を調べましたが、売電をする時に電力の品質、周波数や電圧を維持管理するためのものだと言うふうに認識をしている訳ですけれども、当初予算で158万円、そして前年度の決算で164万円と言うふうに、多少年度ごとに差があるのかなと言うふうに思いますけれども、今回の補正減は額的にはそんなに大きくないんですけれども、なぜなのかと言うことが1つあります。

それから、その上の電気機械設備検査手数料、こちらも僅かではありますけど、補正減になった理由をご説明頂ければと言うふうに思っております。これは1点目です。お願いします。

●小谷良博 議長

宮里業務第一課長。

●宮里学 業務第一課長

岸本議員の質問にお答えいたします。まず、アンシラリーサービス料の件でございますけれども、この契約については、毎年契約容量によってこのアンシラリーサービス料の金額が変わってきます。まず、契約容量が上がればアンシラリーサービス料は下がるということで、今回はその契約の差額となっております。

そして、もう1点の電気機械設備等検査手数料の減額でありますけれども、これについては、2年に1回の検査とか、4年に1回の検査とか、毎年検査の内容が変わって参ります。その契約差額となっております。

●小谷良博 議長

岸本一徳議員

●岸本一徳 議員

ありがとうございます。あと1点ですが、13節委託料のことについて、2のごみピット火災監視放水システム保守点検業務委託料の補正減ですけれども、29年度の決算では138万円と言うふうに認識をしております。今回、前回の議案説明そして視察の中でのごみピット内の火災、これらの件数であるとか様々ご説明をもらって、大事に至らないで、消火をしっかりと出来ると言うそういう体制を整えるためのこれは予算だと言うふうに認識をしておりますけれども、今回、補正減と言うのはどういう理由なのかと言うこと。これが1点です。

それからもう1つは、この委託料の中でこちらが額的には大きいんですけれども、今回の補正では計上はされておきませんが、今後の参考のために資料として後で頂ければと言うふうに思うんですけれども、70%を占める熱回収施設運転業務委託、今回それは無い訳ですから、ほとんど毎年度同じような委託料なのかなと言うふうに推測する訳ですけれども、その資料も合わせて今この質疑とも併せて、この委託料の中でどう言うふうに

なっているのか。ここの29年度の執行額は1億8,600万円と言うことで、この委託料の7割が占めている額ですので、この部分は委託料でもありますので、恐らく入札によるものだというふうに思っておりますけれども、そこは今回何の変化も無いのかどうなのかと言うことを参考に質疑をさせて頂きたいと思います。2点宜しくお願いします。

●小谷良博 議長

宮里業務第一課長。

●宮里学 業務第一課長

岸本議員の質問にお答えします。まず、ごみピット火災監視放水システム保守点検でございますけど、このごみピット火災監視放水システム保守点検業務は、2年に1回の精密点検と通常点検と言うのがございます。この精密点検の仕様を基本に通常点検を行っておりますけれども、この通常点検の仕様変更による減となっております。

もう1点の熱回収施設の運転業務委託ですけれども、これは建設当初平成22年から3年ごとの委託契約となっております。これについては指名競争入札と言うことであります。仕様について、運転は24時間運転するので特に仕様の変更というのはございません。

以上です。

●岸本一徳 議員

以上です。

●小谷良博 議長

宮城事務局長。

●宮城秀好 事務局長

今ですね答弁したところでありますけど、運転業務委託につきましては、資料提供していきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

それと、この委託料につきましては、指名競争入札で3年に1回と言うことで、毎年度同じ額になっておりまして、補正と言うのはございません。以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑はありませんか。

阿多利修議員。

●阿多利修 議員

お伺いさせていただきます。今の3款2項塵芥処理の委託料ですが、ほとんどの委託料が減額になっておりますが、草木のごみ処理業務委託だけが増額になっているんですね、その理由等をあればご説明をお願いします。

●小谷良博 議長

宮里業務第一課長。

●宮里学 業務第一課長

リサイクルセンター草木類処理業務委託の増額でございますが、補正額が298万1,000円と言うことで、この増額に関しては、今年度に関して台風24号と25号と大きい台風がございました。その台風で草木の搬入が相当増えております。その分の増額となっております。以上です。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第4号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩(午前10時36分)

再開(午前10時36分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、平成30年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会をこれにて閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会(午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年 7月 30日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 池原秀明

会議録署名議員 宮里廣